

2019年7月

## 産休育休を含む労働条件の開示についてのご要請

～「法律事務所の『働き方改革』ヒント集」活用をお願い

東京弁護士会会長 篠塚 力

弁護士として法律事務所への就職を検討するにあたり、面談以前に産休育休時の処遇を含む労働条件の開示を求める声があります。当会におきましては、会員において、こうした声に応えられるよう、当会のリーフレット「ワークライフバランスガイドライン」(表面)「法律事務所の『働き方改革』ヒント集」(裏面)を作成しています。

日弁連のひまわり求人就職ナビをご利用するか否かにかかわらず、採用面接時におきましては、当会のリーフレット「ワークライフバランスガイドライン」を十分ご理解いただくとともに、「法律事務所の『働き方改革』ヒント集」の該当項目にレ点を記入して、応募者にお渡しいただきますようご要請申し上げます。

上記リーフレットは、東京三会就職合同説明会においても参加事務所等に配布します。また、全会員宛郵送物にも同封しておりますが、会館4階会員控室、6階秘書課にも用意しておりますので、ご利用ください。

上記リーフレットは、ひまわり求人就職ナビに記入する一般的労働条件に留まらない重要な労働条件となる内容を含んでおります。ダイバシティ、男女共同参画等の実現が社会全体に求められていることは周知のところですが、

女性が活力をもって弁護士業務等に従事していることが、顧客その他の関係者から採用を検討しておられる方(法律事務所、会社等)に信頼される指標であるとの声も多くなってきております。

なお、上記リーフレットのご提示がない場合には、募集する修習生等に対し、重要な労働条件に関することであるので、遠慮することなく、法律事務所に対して提示して記入ないし回答を求めるよう、当会として意識付けをしております。ダイバシティ等の実現の一助としてご協力いただくようお願い申し上げます。

当会のダイバシティに対する姿勢、上記リーフレットの入手、詳細の確認につきましては、下記 URL もご参照、ご利用ください。

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/danjokyoudou/news/index.html>